

## 平成24年度 監査報告

定款第27条に定められた監事の職務（監事は民法所定の業務を行う〈①理事の職務の執行の監査、②法人の業務及び財産の状況を監査〉）に照らし、「①理事の職務の執行の監査」「②法人の業務及び財産の状況の監査」について報告します。

なお、以下の報告は、監事として平成25年4月19日（金）事務局に出向き、徳島県教育会の業務・財務内容及び執行状況を把握した上での報告です。

また、経理監査については、平成25年4月18日（木）さくら税理士法人が行っておりますので申し添えます。

「①理事の職務の執行の監査」に関して、各理事は、会の目的の達成の事業の執行に関して積極的にその任を負い、公益社団法人としての職務に忠実に取り組まれており、適法・妥当であると認めます。

「②法人の業務及び財産の状況の監査」に関して、総会で承認された事業執行は、理事会・法人事務局を中心として加盟正会員の協力も得て進められ、一定の成果を上げています。

平成25年4月24日

監 事 岩 浅 芳 行



監 事 喜 志 耕 三

